

新型コロナウイルス感染症に罹患した職員等の就業の取扱いについて(一部改正)

新型コロナウイルス感染症に罹患した職員、濃厚接触者とされた職員及び感染の疑いのある職員の就業の取扱いについては下記のとおりとしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 罹患者(陽性と診断された者)

- (1) 職員が、新型コロナウイルス感染症又は無症状病原体保有者と診断された場合には、国立大学法人東北大学職員就業規則(平成16年4月1日規第46号、以下「就業規則」という。)第58条第1項その他関係規程に基づき就業を禁止する。
- (2) 就業禁止の期間は、診断された日から医療機関により治癒したと診断される日までとする。
- (3) 就業禁止の期間中は、国立大学法人東北大学職員給与規程(平成16年規第55号)その他関係規程に基づき、給与の減額は行わない。

2. 濃厚接触者及び感染の疑いのある者

- (1) 職員が次のいずれかに該当する場合は、部局等の長の判断により、在宅勤務又は自宅待機を命ずる。
 - ① 保健所により新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者とされた者
 - ② 同居人が新型コロナウイルス感染症に罹患した者
 - ③ その他在宅勤務又は自宅待機を行う必要があると部局等の長が認める者
- (2) 在宅勤務又は自宅待機の期間は、前項の区分に応じて次のとおりとする。
 - ①及び② 新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日から14日間。
ただし、在宅勤務又は自宅待機の期間中に倦怠感、呼吸困難、高熱等の強い症状や、比較的軽い風邪の症状が現れた職員にあつては、新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日から14日間又は症状が消失した日以降2日間までの期間のいずれか長い期間。
 - ③ 部局等の長が必要と認める期間
- (3) 在宅勤務又は自宅待機を命じられた職員は、期間中は所定のチェックリストの項目を記録しなければならない。なお、倦怠感、呼吸困難、高熱等の強い症状が現れた場合や、比較的軽い風邪の症状が続く場合には、宮城県・仙台市のコールセンター(TEL:022-211-3883 又は2882)に連絡し、同センターの指示に従うとともに、直ちにAIMR感染症対策本部(aimr-covid-19@grp.tohoku.ac.jp)に報告すること。
- (4) 自宅待機の期間は勤務扱いとし、給与は全額支払うものとする。